

請願第15号

再審制度に関する議論の促進を求める意見書の提出についての請願

提出年月日 令和7年(2025年)5月12日

請願者 宝塚市中野町21-23

「再審法」改正を求める市民の会・宝塚

代表 平田 武二

紹介議員 宝塚市議会議員 北野 聡子

同 川口 じゅん

同 大島 淡紅子

請願の趣旨

再審制度は、刑事訴訟法第435条において、「有罪の言渡をした確定判決に対して、その言渡を受けた者の利益のためにすることができる」とされ、同条の第1号から第7号までに、その要件を規定しています。特に近年国民の関心の高い冤罪を防ぐ観点からも重要なものであります。

それらを踏まえ、平成28年の刑事訴訟法等の一部を改正する法律により、多くの冤罪を生む要因となった取り調べについて、一部の刑事事件において録音・録画が法制化されました。

また、同法附則第9条第3項において再審制度の在り方について検討を行うよう求めており、それを受けて、平成29年に最高裁判所、法務省、警察庁、日本弁護士会で構成する「刑事手続きに関する協議会」が設けられ協議がなされています。

再審請求に必要な証拠開示について、無実を主張する弁護側から、新規・明白な無実証拠を提出することが求められています。

しかし、証拠のほとんどは警察・検察が持っており、それらを開示する義務はないとされています。また、通常審では刑事訴訟法の改正により、公判前整理手続きを通じて、一定の要件で証拠開示が制度化されましたが、再審における証拠開示には規定はありません。

また、再審開始決定に対する検察による不服申し立て(上訴)が許されることによって、裁判が長期化し、裁判途上で当事者が亡くなるという悲劇も生んでいます。

このように現行刑事訴訟法の再審規定には、多くの課題、問題点があり、無実の人を誤った裁判から迅速に救済するためには、刑事訴訟法の改正が急務であると考えます。

つきましては、宝塚市議会において、国に対して、「国民の権利と利益を守り関係各界との協議の下、新時代の刑事司法制度にむけた再審制度の在り方について、より一層の議論の促進」を強く求めていただきますよう、以下の項目について、お願いいたします。

請願の項目

- 1 再審制度の改正に向けた議論の促進を求める意見書を国に提出してください。